

平成 25 年度第 2 回野洲市総合計画外部評価委員会会議結果要録

日 時 : 平成 25 年 10 月 21 日 (月) 午後 2 時 30 分 ~ 4 時 50 分

場 所 : 野洲市役所 本館 3 階 第 2 委員会室

出席委員 7 名

(兵藤委員長、中野委員、菊地委員、東郷委員、豊田委員、松並委員、村松委員)

○ 議 事

- ・ 当初評価結果・評価の流れの確認 (事務局)
- ・ 外部評価事業中間ヒアリング・意見交換
- ・ 最終評価イメージの確認 (事務局)

○ 当初評価結果・評価の流れの確認について事務局より説明

- ・ 当初評価の結果の概要を説明。
- ・ 評価は年度を通じて、当初評価、中間評価(今回)、最終評価の年 3 回を事業寄り添い型の評価のモデルとして実施すること、委員会では主に事業の方向性、事業への取り組み手法、事業の成果などを評価することを確認。

○ 外部評価事業ヒアリング・意見交換の概要**① 事業通番 1. 就学前保育の充実と幼保一体化の推進 (こども課)****< 今年度事業の概要の説明 >**

- ・ さくらばさまこども園は造成工事、園舎の実施設計を行い、建築工事等の入札が完了している。平成 26 年度の開園に向け整備を進めている。
- ・ (仮称) 野洲第一こども園の整備事業については平成 28 年度の開園を目指し、事業用地の取得を進めている。

< 意見交換 > (●市説明、○委員、→市回答)

- 事業はほぼ予定通りに進んでいるが、若干遅れているということで、事業進捗度については「3 : 着手したが予定よりは遅延」という評価をしている。

さくらばさまこども園は、平成 24 年度予算で造成工事等の予算計上をしていたが、一部、事業を繰り越し、平成 25 年度に造成工事と園舎の実施設計を行い、7 月に完了している。現在は平成 26 年 4 月開園を目指し、建築工事の入札を完了し、建築工事に着手している。

(仮称) 野洲第一こども園の整備事業は、現在の野洲第一保育園横の土地を事業用地として予定している。事業用地の買収については、全地権者から同意を得ており、現在、契約を交わし、所有権移転登記を順次進めている。測量設計業務は既に入札を終えている。今後の予定としては、平成 25 年度下期に基本設計を発注し、平成 26 年度にその基本設計で地元と協議をした中で実施設計へと進め、平成 27 年度には建築工事に入り、平成 28 年度の供用開始を考えている。

平成 24 年の 8 月に成立した国の子ども子育て支援法に基づき、平成 25 年度 6 月市議会で野洲市子育て支援会議を条例設置した。委員は 12 名を予定しており、構成

は保護者、学識経験者、企業の人事関係者等を考えている。第1回目の子育て支援会議を10月25日に開催し、今後の予定とニーズ調査の内容についてご意見をいただく。また、ニーズ調査だけでなく、保育所等の事業者や市内の子育て関係部署にもヒアリング等を行い、平成27年度の事業計画に盛り込んで行きたいと考えている。

今後、幼保一体化方針及び整備計画は、乳幼児保育振興計画との整合性や財政状況等を勘案しながら、現状に合った見直しをすることが必要であり、平成25年度下期は、この方向性で検討していこうと考えている。具体的には、耐震化出来ていない保育園への対応であり、野洲第一保育園及び野洲第二保育園は課題解消の目途が立っているが、三上保育園については、今後、最優先に事業計画を進めて行きたいと考えている。また、同時に、竹ヶ丘の保育園整備についても進めていく予定である。

子育て支援会議では、アンケート調査を受けて、平成27年度からの5カ年実施計画を定めて行きたいと考えている。計画では教育、保育の量の見込み、内容、時期等を記載するようになっている。来年度は、年6回程度の子育て支援会議の開催を予定している。

前回の外部評価委員会でのご意見について、来年度、市内で二つ目のこども園を開園する予定である。現在は、篠原こども園だけなので、今ある課題は篠原こども園に特化した問題なのか判断できないが、今後、二つ目のこども園を開園することにより、様々な課題が見えてくるかと思うが、課題を整理しながら進めて行きたい。

○ 「着手したが、予定より遅延している」という点について、簡単に説明してもらいたい。

→ 全体計画からは遅れているというよりも大きな方針の転換を行っているところで、5年前まで野洲市では「新規の公立保育園は作らない」という政策だった。表向きは民間でも実際はその運営に市が補助金を出している保育園が市内に二つあり、一方で、保育計画も策定されておらず、4つの保育園で耐震化ができていない状況であった。こうした中で幼保一元計画を作り、用地の新規取得や保育士の充実を進めているため、事業が全体として遅れているものである。財政的にも厳しいが、できるだけ早く4つの保育園の耐震化と併せて待機児童対策をしようとしてこども園の整備を進めているが、今年度の事業が遅れている原因は用地交渉である。用地交渉には、地域の同意を得るための、一定の日数をみているが、野洲第一保育園の整備では地元住民からの希望により、当初の公表計画とは異なる位置に変更となったため事業が遅れている。用地交渉は相手のあることであるため、この遅れについては、一定、仕方がないものと考えている。

○ 全体として、幼保一体化の制度設計、計画があつて、それについての外的要因というのが用地買収であり、今回の事業の遅延は外部要因が理由であるということか。

→ 全体的計画もそうだが、今年度の事業も遅れている。

○ この事業は耐震、防災対策と組み合わさっているのか、それとも、全く独立しているのか。耐震、防災、福祉といった観点も含めて、事業の全体像をもっと大きな形で

見る必要があるではないか。

→ 総合的に考えることは必要だが、まずは子どもの育ち、教育の場ということがきちっと目的設定され、達成されることが重要である。防災拠点や避難所と合わせて機能を検討すると、本来の子どもたちの育ちの場所の機能が減じられる。災害時に防災拠点や避難所になるというなら、結果として、防災計画の中で位置づけるということである。まずは、四つの保育園をどうするか、待機児童対策をどうするかというのが今回の計画である。

○ 計画の主旨はわかるが、その他の面もケアしてはどうか。

→ いろんな機能の合わせ技で失敗したのが、野洲小学校のPFIである。「この際に」という合わせ技はうまくいかないことが多いものである。複合は必要だが、まずは設定した本来の目的が第一であると考えている。

○ 「公立保育園は作らない」という過去の政策に関する話があったが、幼保一体化が本当に必要であるのか、幼保一体化によりどういった方向に行くのか、また、子育てをしている保護者の姿勢が変わってきている中で、この幼保一体化が、それとどう結びついて行くのか。

→ この幼保一体化は現場を含めて議論し、計画したものである。国でも、過去に何度かこの幼保一体化について議論したことがあったが、いずれも破綻している。幼保一体化は具体的な現場でパイロット的にやらないと進まない。野洲では、国に先取りして幼保一体化を進めているが、国で現行の二制度が統合されるまでは、一つ屋根の下に二制度を入れる方向で進めていく。

野洲の場合、実態として、幼稚園は預かり延長しているため、幼稚園は保育園化している。それなら、一つ屋根の下に二制度を入れるということだが、料金体系は一本には出来ない。幼稚園は基本料金が均一で、保育園は保護者の所得状況に応じて基本料金に階層を設けている。野洲ではできるだけ幼保間の差を緩やかにしつつ対応している。保護者が就労されようとされまいと、就学以前の子どもは基本的には一緒であるため、きちっと安心して育ちと教育の場を提供したいと考えている。

この幼保一体化については、保護者とも議論し、理解をいただいている。一つ屋根の下に二制度を入れて、子どもと保護者の当事者の安全と人権だけはきちっと守つつ、ある意味では、チャレンジ、試行錯誤の中でできるだけいい形となるように事業を進めている。

○ 外部評価委員は幼保一体化計画の中で、この事業がどれだけの効果があるのかということの評価しなければならないので、もう少し、全体像の中での、事業の位置付けという形での説明が必要である。

○ 「全体像の中での位置付けはどうか」という質問があったが、端的に言えば、一つ屋根の下に二つの制度を入れて、そこで子どもが育つということが全体の計画のイメージなのか？

- おおまかにはそういうことである。ただ、運営経費の削減を目指したものではないので人件費的にはあまりコストの削減にならない。園長が一人になる分は補助職員を付けて対応している。子育ては労働集約型で、きめ細かく行う必要があるため、運営費用の削減は無理がある。公立は職員を終身雇用しているので、ある段階から人件費のコストがかさむ。また、発達障がいの子どもの預かりも公立で保障している。民間をこれ以上増やすのではなく、公立でやって行くというのもこの計画の中に入っている。
- これからは幼保が一緒になっていくというのはわかるが、中主幼稚園の場合は、かなりしっかりと整備されていて、預かり延長もやっている。ここも幼保が一緒ということになるのか。
- 中主幼稚園では、一つ屋根の下に二制度を入れることはしない。現時点で施設定員が十分に確保されており、預かり延長も実施されているため、新たに施設整備や、保育機能の付加はしない。また、現敷地内に保育園を併設することも無理である。現在は、あやめ保育園が定員を増やしたい意向であるため、市が用地を提供し、この地域では民間の展開で保育園の拡充を考えている。
- 幼保一体化での相乗効果というのは、中主では期待出来ないということか。中主学区が施設の関係で幼稚園だけでいいというのは、同じ市内としてどのように考えているのか。
- 現あやめ保育園は合併前に旧中主町の政策転換によって、中主町立保育園を民間に譲渡したものであるため、それを戻すと逆に混乱が生じる。また、現在も中主幼稚園へ投資を継続している状況である。保育園は民間のあやめ保育園があり、保育業は基本的に公立も民間も一緒である。また、保育園は学区制ではないので、市内のどこの保育園に預けることも可能である。
- 中主学区は、幼保は一緒にならないということか。
- 中主学区だけではない。野洲学区、祇王学区、北野学区もその予定である。現状を踏まえうえで政策形成をしていく必要がある。
- 幼保一体化を全体的に進めるのではなく、地域性に応じてそれぞれに対応することか。
- 改築、耐震対策を迫られている保育園から、新たにこども園でいこうということである。
- 幼保一体化では、保育園と幼稚園の入れ替わりが場所を変えることなくできるというのが利点にあったが、中主など地域にこども園がない場合は違う地域にあるこども園を利用しなければならないということか。
- こども園以外の保育園を利用の場合、保育園から幼稚園に変わるとそうなるが、基本的に場所が変わるだけで受けるサービスの質は変わらない。また、市民の中には幼

稚園から小学校、中学校までずっと一緒に困るという意見もあるため、できるだけ多くの選択肢を提示したいと考えている。新しいこども園の利点ではあるがそれを全て保証しようという政策ではない。

- 幼保一体化による、園内での、時間の過ごし方や遊びに問題はないか。
 - 野洲市では、一つ屋根の下に二制度が入っているが統合はしていない。過ごしや遊びについては、内容により年齢の組み合わせを変えるなど、いろいろと工夫をしている。また、工夫の仕方に正解はないので、園にはある程度の裁量を委ねることが必要だと考えている。

- この委員会としても、市の独自性のある政策について、広く市民に知ってもらえるような情報発信が出来たらいいと思うが、独自性のある政策の実行には、現場で自立的な取り組みを実行する職員が必要となる。今後は、子育て支援会義においてそういうところの特徴を押さえておくことが必要である。

- 平成25年中に見直しを行う、方向性を検討するとあるがどうか。
 - 野洲第一保育園の改築は、二箇所に分ける予定であったが、野洲幼稚園も含めた計画へ変換するかどうかも含めて、現況のところ増築、拡充するように見直しを行った。野洲第一保育園がこども園になり、幼稚園機能を持つため、野洲幼稚園を含めた施設機能の整理と検討を予定している。
なお、竹ヶ丘の保育園整備は公立と考えていたが、場合によっては民間も検討しようと考えている。

② 事業通番 38. ものづくりインストラクター養成スクールの開校と 中小企業の経営改善指導（ものづくり経営交流センター）

＜今年度事業の概要の説明＞

- ・ものづくりインストラクター養成スクールを受講者13名で開催。
- ・野洲工業会と連携しながら経営改善事業を実施

＜意見交換＞（●市説明、○委員、→市回答）

- ものづくりインストラクタースクールの開校と中小企業の経営改善の指導について、野洲市としては、この事業における「市民」について、どのように理解しているのか。
 - 行政から見た「市民」は、「人」としての市民だけでなく、企業も法人としての「市民」であり、この事業は企業、法人の「市民」を対象とした事業である。
この事業はスクール事業で人材を活かすとともに、経営改善事業で市内の中小企業の活性化と事業展開の促進を支援するもので、従来型の企業誘致と異なる視点での産業政策である。また、この事業により他市との情報交換ネットワークに広がりが見られるなど波及効果がある事業でもある。

- 今年のスクールの受講者は13名。うち現役は5名、OBは8名である。スクール終了後、現役は自社の現場改善に役立て、OBは中小企業の現場改善の指導に向かう。大手企業は社内ですっかり取り組んでいるため現場改善のニーズはない。

市はまちづくり基本条例の中で、市民の定義を、市内に居住する人、働く人、学ぶ人、活動する人、団体、及び事業者としている。市民に対する事業のPR、事業の見える化ということについてだが、この事業では事業者の「市民」に対して事業展開するものである。関係団体である野洲工業会とは連携、協議しながらこの事業を推進している。

現場改善の取り組みについては、かなり詳細に協議をしているが、事業の見える化は企業の守秘義務もあって難しいところがある。

市へのフィードバックや企業ニーズはどうかという点だが、この事業は会社の組織力・裏の競争力的なものを高めるということになっているため、数値で成果を表すことが難しい。ニーズ把握については、大手企業はスクールの参加は積極的だが、現場改善はニーズなし、一方で中小企業は現場改善や特に最近、国の補助金だとか補助申請の方法などよろず相談的な話も多い。

インストラクターの需要と供給のバランスだが、昨年度は経営改善事業件数23件に対し、稼働できるインストラクターは7名程度であった。これは、OB人材が優秀なため、スクール終了後に海外に行ったり、再就職したり、企業の技術顧問に就任したりすることがあったためであるが、今年もスクールを開講しているので、ここは余力が出てくると考えている。

経営改善事業の取り組みについては、経営指導、相談業務は中小零細の企業を中心にと考えている。銀行から顧客企業の経営について相談を受けることもある。

この事業について、市から独立させたらどうか、県などに移管させたらどうかとの話があるが、事業費外の人件費や施設の問題などセンターの自立は現状では困難と考えている。また、この事業が全国的の前例がない、先進的な事業であるということを見ると、直ぐに県とか外部団体に移管とかいう訳にはいかないと考えている。県でさえ、「この事業は国が行う事業だ」と考えている状況である。今は、企業訪問する中で様々な課題を数多く拾い上げ、ひとつひとつ解決に向けて取り組んでいきたいと考えている。

- 経営改善事業は民間が行うという選択肢がある中で、説明や資料だけでは行政が担うということの位置づけの判断が難しい。この事業には他市との情報交換機能もあるということだが、それをどうするのか。事業の採算性については、評価が分かれるところだが、事業全体として見た場合には、事業内容には工程管理的なものが多いので、現場改善を定量化して出すことも可能と考えられる。プロセスイノベーションではなく、プロダクトイノベーション的なものが、事業の中で出てくると市民にわかりやすく、また、全体もよく見えてくる。

→ 「なぜ行政か」との点はすごく大事なところである。行政による現場指導は、民間のような高額な契約料を要求するものではなく、市民相談の企業版のようなものであり、行政でしか担えない相談業務的なところで問題解決に当たっている。現場

改善について、工程のテーブル化により、個数で計れる部分については出すことができる。プロダクトイノベーション的なものがあればとは考えている。

また、この事業は税を財源にしているが、行政には法人市民税や固定資産税を徴収する仕組みがある。そのため、市内企業から相談を受け、それが展開し、市内企業が事業拡張すると、税として還ってくる。これは民間の仕組みにはない要素である。中小企業が健全化されることが、結果として税の増収や就労対策にもなるという点で、この事業は敢えて行政でやるべき施策として取り組んでいる。

○ この事業に参加した人から感想は聴取しているか。また、どのような感想か。

→ しっかりとアンケート調査を行っている。スクールでの大手企業OB受講生の回答は、頭の整理をする上において良かったというものである。また、スクール終了後に行う現場改善指導については、大手企業のやり方をそのまま中小企業には使えないので、懇切丁寧に、データ取りのやり方から中小企業に指導することになるが、ほとんど、指導の現場では技術を伝承する師匠と弟子の関係の関係になっていて、インストラクターのほぼ全員が、この事業に生きがいを感じているように思う。

ただ、この事業は個人の生きがいづくりではなく、システムとして構築する必要があるため、組織での取り組みとなるよう留意しているところである。この事業の客観的な成果としての充実感企業にもスクール受講者にもあると考えている。

○ 事業にはサービスをする側、サービスを受ける側、その周りを支えている側など様々な側面がある中で、サービスを受ける側（中小企業）と、その周りを支えている側（市民）の評価も必要かと思うが、市民にこの事業の全体像についての理解はあるのか。

→ この事業に対する市民の評価はこれからだと考えている。生活相談でも当事者以外はその事業の必要性は評価できない。公共サービスとして一人を支えられたら、それを汎用化する仕組みが必要である。現時点では、この事業は一人か二人を支えている仕組みであって、この事業のノウハウをもう少しいろんな分野や、或いはまちづくりにも応用できれば、この事業がもう少し広く評価されると考えている。

○ 大企業は社内で経営改善の仕組みを作っているが、現状の中小企業では社内での対応は難しい。中小企業にとって相談先ができることは、公的な意味でも価値あるものだと思うがどうか。

→ 商工会には市から毎年補助金を出している。商工会でも、経営指導員やコンサルタントが指導を行っているが、この事業は本来そうした人が行うべきところと重複している。また、この事業は従来の行政の商工労働事業とも重なっているため、今後、事業の精査、振り分けが必要だと考えている

○ 世界の中で日本のものづくりはコストの面では競争力を失っているが、ものづくりの質そのものは評価されている。そういう意味で、ものづくりインストラクター養成スクールでの「ものづくりの高度化」、地域全体での「ものづくりの力」の底上げの

取り組みという新しい試みをどういう形で打ち出していくのか。東大阪や蒲田など中小企業や町工場がまちのイメージとして認識されている地域では理解されやすい施策だが、野洲市の場合は市民から距離があり、見えにくい側面があるため、もう少しわかりやすくする工夫が必要ではないか。

- この事業により企業収益が増え、市に法人市民税が入るといのは分かるが、一般市民にはなかなかその量やメリットが見えてこない。市民には、事業目標や事業効果について数値的な要素を含めて提示し、この事業をもっとわかるように見せるのがいいのではないかと思う。

③ 事業通番 44. 生活再建・自立支援事業（市民生活相談課）

＜今年度事業の概要の説明＞

- ・生活困窮者自立支援促進支援モデル事業の採択を受けて総合相談、就労支援、家計再建支援地域ネットワーク構築事業を実施。
- ・10月1日からハローワークと連携した「やすワーク」の事業を拡張し、生活困窮者の就労支援を重点的に実施。

＜意見交換＞（●市説明、○委員、→市回答）

- 平成25年度前期の相談件数は2439件で、今年は年間5000件弱ぐらいの相談件数を見込んでいる。新規相談者数は110人で、今、市民生活相談課でサポートしている相談者数は607人となっている。相談内容は、仕事、生活、家族、経済、地域のことなどで、一人あたり概ね3件ほどの相談がある。

今年4月1日から、ハローワークと連携して「やすワーク」を開設した。前期は週3回開設したが、実質相談者数は102人で、335回の面談を行い、67人が就労に結びついた。職業形態の内訳はパート43人、契約社員7人、派遣社員8人、正社員9人である。その他実績としては、生活保護受給者15人、住宅手当受給者13人が、今、何らかの形で就労している状況である。家計相談、健康相談もそれぞれ30人程度の相談がある。

また、地域ネットワーク構築事業と生活困窮者への自立支援モデル事業への困難事例検討会をさまざまな方面で開催している。検討会は年間12回の開催を予定している。

10月1日から、「やすワーク」では、ハローワークの検索システム等を完備し、ハローワークから週5日間、職員の派遣を受けて、生活困窮者の生活相談、就労相談コーナーを開設している。「やすワーク」では単に求人情報の提供を行うだけでなく、面接の指導、就活のメイク、就活スーツの貸し出し等々、ハローワークにはない就労サポートを行い、また、生活困窮に関するサポートについては、市の相談体制で対応している。

この事業を円滑に行うには、市役所内部が幅広く連携していることが必要だが、連携は一朝一石にできるものではない。生活困窮者事業の連携システムは平成19年度からの多重債務改善プログラムや多重債務プロジェクトを基礎とし、パーソナルサポ

一ト事業等を実施する中で、長年にわたり、市役所内部で連携しながら事業を進めてきた成果として構築できたと考えている。また、市役所だけでなく、国の機関、社会福祉協議会、弁護士、司法書士、医療法人などとも広く連携し、相談者に寄り添いながらサポートしている状況である。

生活困窮者の発見のための工夫、取り組みについては、地域のネットワークの活用が必要だと考えているが、いろいろな機関とも幅広く連携しており、また、出前講座や各学区での民生児童委員の会義に出向き、呼びかけている。また、不動産関係者の弱者発見プロジェクトでは、家賃滞納が生活困窮の始まりと言われているので、市役所外部とも連携するなど、生活困窮者の発見に工夫をしている。

事業該当者が一部の生活困窮者に限られているため、市民への説明が重要だが、市民理解の点では、市民生活相談課でサポートしている607人の家族、親戚、支援者の他、地域の人を含めると、相当数の市民が市民生活相談課の事業を何らかの形で知っていただいております、一定の理解をいただいていると考えている。市民生活相談課に相談すれば何とかかなるとのイメージが、市民の中に結構根付いて来ているのではないかと自負している。また、生活困窮者は限定されるということだが、市民生活相談課では誰でも生活困窮に陥る可能性があると考えている。

今後の取り組みについて、この事業は100パーセント国のモデル事業で、補助金も1,236万円もらっているが、ほとんど人件費である。6月に廃案になった、生活困窮者の自立支援法案が、この10月15日に再度閣議決定され、臨時国会に提出されるという情報を厚労省から聞いているが、今後それがどうなるのかということも含めて事業の詳細は未定である。来年度はこの事業を家庭相談事業の中での最新の取り組みとしていき、また、社会福祉資金や権利擁護の相談支援も視野に入れて、家庭再建の相談支援、援護支援と連携がとれた事業をして行きたいと考えている。

また、「やすワーク」が10月から本格オープンしているので、より一層の自立支援となると、就労が一番重要な問題になるかと考えているので、強力ツールやデータを積極的に活用して行きたいと考えている。

- この事業は、元々は消費生活相談で、欠陥商品のクレーム対応から始まったものであるが、その後は、金銭契約のトラブルや多重債務問題まで範囲が及び、問題の原因を突き詰める中で浮かび上がってきた課題に対応するため、滞納相談と生活相談をセットで考えるという仕組みを作ったものである。今度は、更なるサポートには就労支援が必要だという発想で就労対策を始めたところ、国が野洲市の事業に乗ってきた形である。消費者庁が立ち上がった時から就労困難者の就労施策をやりたいということで、国と協議しながら事業を進めてきたが、全国に20ヶ所ぐらいの市町村で同じような事業を行っているがうまくいったのは野洲だけである。

生活保護は増える一方だが、生活保護の事前相談を含めて、庁内で総合的に対応して行く方向で、この4月からはハローワークとも連携して取り組みを進めている。この事業は元がとれるものではないが、消防車、救急車と同じで、利用者のごく一部だが、いざという時には、セーフティネットとなるものである。火事や地震と一緒に、誰にでも怪我や病気で失職することは大いにあり得ることなので、全ての人のための

セーフティネットと考えている。全国を見てもこのようなセーフティネットを構築しているまちは野洲だけである。

事業として取り組むには、組織内で課題を共有する仕組みができていないと組織は動かなくなる。そのため、常にアクティブに動けるような仕組み、庁内連携のメンテナンスをしないと進まないと考えている。

この事業をどこまでやるか、課題は多大だが、相談者がある限りは最大限、徹底してやれるところはあると考えている。

- 平成25年度の年間の相談見込み件数が5,000件ということだが、それに関する評価付けが重要なポイントではないかと思う。相談件数は最終的には少なくなるとはいけない訳だが、一時的には、相談件数が増えるというところに、非常に重要な意味があるということだと思う。

「やすワーク」に関して、「生活困窮者等を対象にした就労支援事業」とあるが、相談に来る人の「生活困窮」という言葉の受け止め方に混乱や問題はないか。

→ 「やすワーク」の正式名称は「野洲生活困窮者等就労相談コーナー」だが、表現が固く、生活困窮者という言葉も入っていることから、補足説明の必要性を感じている。実際には、「やすワーク」の名称を表に出して、就労支援のイメージでPRをしている。

- 国の場合は、就労困難者の就労支援という形態だが、野洲の場合は就労困難者なり、生活困窮者なり、市民どなたが来られても窓口で受け付けるという、ユニバーサルデザインを意識しつつ、国の考えとは別に事業の汎用化をしている。

- 自己破産や自殺者などがこの期間で顕著に減って来ているなどの統計資料はあるか。直接的でなくても、間接的に、そういうものがあればいいと思う。

→ 相談1件ずつ全てについて、相談時間、対応者、対応内容等を集約した相談記録があり、それを分析すれば、自殺の防止なり、回避に至った結果が出てくるかも分からない。しかし、相談には様々な状況や特性があるため、市役所でいろんなツールを使いながら、寄り添いながら支援をしていく必要があると思っっているので、件数だけで評価できるものではないと考えている。

権限なき相談業務だが、厳しい状況にある人を助けたり、場合によっては、自殺回避とかになっている可能性もあるかと思う。事例としては把握しているが、統計的には整理できていない。

- 市民生活相談課では何でも相談を受けるのか。例えば、相談を受けたら、その後は相談部署が変わるのか。

→ 一元的には市民生活相談課で受け付けて、必要があれば、庁内の関係部署に行ってもらったり、弁護士や外部機関を紹介する。あるいは、税滞納があり、生活困窮だということで、税務課から相談があれば、プライバシーは守りつつ、本人から承諾を得たうえで、市民生活相談課で相談、支援を行うということである。

相談はさまざまな分野に及んでいるので、相談者のケース会議には、必要に応じて、保健師、税務職員、学校関係者、弁護士等々に出席してもらっている。

窓口で相談できるのは、基本的には野洲市民だけであるが、窓口に来られた時に、それが市民のためであるのかどうかということとはわからないので、基本的には受け付けている。いわば、野洲市民のためのプレミアムサービスということである。

○ この事業はマイナンバーの導入により、何か影響を受けるのか。各部署の連携は、ペーパーベースであったりするのか。

→ マイナンバーでは対応しない。個人のプライバシー情報や生活情報が集約されるが守秘義務があるため、乱用はできない。市民生活相談課での取り組みは本人から承諾を得ることが前提となっている。

○ 「やすワーク」の本格オープンとはどういう意味か。

→ この10月から、ハローワークの就労ナビゲーターが、週5日間、市役所に常駐することになり、ハローワークにある検索システムが市役所内に完備されたということである。機能的にハローワークが庁舎内にあるのと同等の状態となっている。

○ ものづくり経営交流センターの議題と同様に、この事業でも事業の直接の対象者は生活困窮者という「限定された市民」である。単に自分が受益者になる場合があるということだけではなく、たとえ自分が受益者でなかったとしても、生活困窮者が無くなることによってまち全体の価値や生活の価値が上がり、そのことにより、自分自身も間接的な受益者になっているというようなことがあると思う。

ものづくりの事業でも企業の納税を通じて、市民に還元するということがあるように、一般的に受益者というものの考え方を整理すべきである。単に自分が直接的な受益者になるか、ならないのかということだけのもので測るのではなく、この政策については、大きな観点を持って評価を進めていくことが必要だと感じた。

○最終評価イメージの確認（事務局）

・最終評価の帳票イメージを事務局より説明。

● 最終評価に「必要性」、「有効性」、「合理性」の3つの視点を選定

①「必要性」・・・市民ニーズ、社会状況に照らしたうえで、事業目的に妥当性はあるか。

②「有効性」・・・期待される効果をあげているか。

③「合理性」・・・市(行政)が行う事業としての合理性があるか。

この視点により5点満点で評価し、各評点を評点合計として積み上げる。

視点が多くなりすぎると評価の観点が重複するなど、視点の意図が不明確になりやすいため、視点は3点に絞った。

総合評価はこの3点の評点を前提に、1(廃止)から5(事業拡張)の5段階で評価し、所見で点数以外の部分を補足する。

以前に意見をいただいた市民に分かりやすい表現も検討したが、分かりやすい言葉

(のびのび、わくわく、しっかり)と評価視点の概念付けが上手くできなかった。

このため、シンプルは必要性、有効性、合理性の3つの視点を基にした総合評価を事務局案とした。委員のご意見をいただきたい。

＜意見交換＞（○委員、→市回答）

- 「必要性」、「有効性」、「合理性」の3つの視点と評点合計を総合評価の基礎とする点は了承。市民向けにはシンプルな表記の方が分かりやすい。

総合評価の5段階は細かすぎるのではないか。

- 「縮小・統合」と「廃止・中止」の判定は困難。「大幅な見直し」に統合する方が適当である。また、事業継続の判定も「現行のとおり継続」を削除し、「拡張継続」と「一部修正して継続」の2点が妥当である。

→「3：拡充して継続」、「2：一部を見直して継続」、「1：大幅な見直しを要する」の3点での評価の評価を検討する。

- 評点の合計は全員分を合算し、100点満点に換算して表記するとわかりやすい。

- 最終評価が評点(数字)だけのものとならない工夫が必要である。

→評点も重要だが、評点だけで表せない部分は「所見」で補足する。

- 各委員の意見の取りまとめをどうするのか。本来は各委員の意見を基にして委員会全体の意見を取りまとめることが望ましいが、時間の制約もあるためどのようなプロセスでまとめるのか。委員7名がいることのメリット、評価の透明性の確保はどう反映させるのか。

→評点については各委員の結果をマトリックス表にして表示したい。各委員の評点を取りまとめた結果を参考に委員会で総合評価を決定願いたい。進行のプロセスは再度事務局で検討する。修正案を次回委員会の開催までに各委員に確認する。

以上